

一般競争（指名競争）参加資格継承審査申請（物品の製造等）のご案内

藤枝市物品の製造等に係る入札参加資格登録をしていない企業で、次のいずれか事由に該当する場合に申請することができます。

1. 対象事項

- (1) 入札参加資格者である個人事業主において、相続によりその営業を継承した場合
- (2) 入札参加資格者である個人事業主により設立され、その営業の譲渡を受けた会社であって、当該個人事業主が現にその取締役就任している場合
- (3) 入札参加資格者である会社の取締役又は社員であった者であって、当該会社の倒産に伴いその営業の譲渡を受けて個人事業主となった場合
- (4) 合併により新設された会社又は合併後に存続することとなった会社であって、その取締役に合併により解散した入札参加資格者である会社の取締役であった者が就任している場合
(新会社設立から2年未満で、合併前の消滅会社から業務を継承した場合。)
- (5) 入札参加資格者である会社から営業の全部又は重要な部分の譲渡を受けた場合
(営業開始から2年未満の者（法人・個人）が、2年以上ある者（法人・個人）から、営業の一部を譲渡された場合。)
- (6) 前各号に準ずると認められる場合

2. 受付期間

随時受付。ただし、土日祝日および年末年始を除く。

3. 受付時間

8時30分～17時00分まで（12時～13時は除く）

4. 提出先 窓口/郵送申請の場合

〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所 契約検査課 契約係(西館3階)

5. 提出方法など

- (1) 郵便、メール便等による送達又は持参
- (2) 郵送時に封筒の表に『継承審査申請』と朱書きしてください。
- (3) 提出書類はA4サイズ（原本がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ねて提出してください。ファイル等の綴じ込みは不要です。

6. 提出書類

提出書類名	備考		提出
一般競争（指名競争） 参加資格継承審査申請書	第5号様式、第5号様式の2		必須
誓約書	第4号様式		必須
使用印鑑届兼委任状	第3号様式		該当者
登記事項証明書（写し可） 身分証明書（写し可）	法人	登記事項証明書 （法務局が証明するもの）	必須
	個人	身分証明書 （本籍地の市町村長が証明するもの）	
印鑑証明書（写し可、ただし縮小、拡大不可）	法人	法務局が証明するもの	必須
	個人	住民登録をしている市町村長が証明するもの	
合併（営業譲受）契約書の 写し			該当者
廃業届の写し			該当者
営業許・認可証の写し	希望登録種目において、法令に基づく事業に必要な認可等の 証明書類の写し		該当者

7. 注意事項

- (1) 申請者欄は、代表者の記名・押印でお願いします。
- (2) 公的機関が発行する書類は当市受付日から3ヶ月以内に証明されたものを提出してください。
- (3) 提出書類の内容について不明な点は、後日お尋ねする場合があります。
- (4) 受付した書類等は返却しませんので、予めご了承ください。

8. 問合せ先

藤枝市 契約検査課 契約係
電話（054）643-3249 8時30分～17時00分まで（12時～13時は除く）

藤枝市ホームページ <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>
藤枝市トップ>>事業者>>物品等入札